

横浜市旭区寄り添い型学習支援事業 委託仕様書

1 件名

旭区寄り添い型学習支援事業

2 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

なお、業務実績の評価により、予算の範囲内で令和5年度を実施初年度として最大5年間継続することができる。

3 事業目的

本事業は、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づき、生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ子どもの将来の自立に向けた基盤づくりのため、学習支援や相談支援、講座等を実施するものである。

4 事業の対象者

- (1) 生活保護受給世帯の中学生及びその保護者
- (2) 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することのできなくなるおそれのある家庭に育つ中学生及びその保護者
- (3) 日常生活習慣の形成、社会性育成のための支援を必要とする家庭に育つ中学生及びその保護者
- (4) 外国語を母語としているなど日本語での学習に支援が必要な中学生や、ひとり親家庭の中学生のうち、生活困窮や養育に課題がある者及びその保護者
- (5) その他、過去に本事業を利用して高等学校等へ進学した者、概ね15~18歳のいわゆる「高校生世代」の者、旭区役所が本事業による支援を必要と認める者

5 事業内容

- (1) 本事業による中学生向けの学習支援の内容は、次に掲げるものとし、原則として教室形式による個別指導を基本とする。
 - ア 高校受験のための進学支援
 - イ 学校の勉強の復習・宿題等の習慣づけ
 - ウ 基礎的な内容の学び直し
- (2) 本事業による高校生世代向けの支援の内容は、次に掲げるものとする。
 - ア 高等学校等の定着支援及び中退防止に資する支援
 - イ 居場所の提供
 - ウ 将来の進路の幅を広げるための講座の開催

- (3) 前2項の支援に加え、次に掲げる支援の一部又は全部を支援内容とすることができる。
- ア 各種面談の実施（利用開始前、中間三者、進路）
 - イ 模擬試験の実施
 - ウ 進路セミナー
 - エ 大学等への見学会
 - オ イベントの開催（お楽しみ会等）
 - カ 本事業を現に利用している又は本事業の利用を検討している又は本事業の利用を中断・終了した第4条に掲げる対象者への、家庭訪問等による相談・支援
 - キ その他、旭福祉保健センターが必要と認める支援
- (4) 前3項の規定に關わらず、災害発生等のやむを得ない事情により、支援を実施することが困難であると旭福祉保健センターが認める場合は、一部又は全部の支援を行わないことができる。

6 実施会場の設定

本事業は、次の会場において実施する。なお、運営法人が確保した会場で実施する場合には、あらかじめ旭福祉保健センターが承認を行う。

- (1) 旭区福祉保健活動拠点 ぱれっと旭
- (2) 二俣川地域ケアプラザ
- (3) 旭区役所会議室

7 開設日及び開設時間、会場

学習支援及び高校生世代支援(居場所の提供)の実施日及び実施時間は、原則として以下のとおりとする。

- (1) 毎週月、木、金 18:00~20:00 ぱれっと旭
- (2) 每週水 18:15~20:15 二俣川地域ケアプラザ
- (3) 将来の進路の幅を広げるための講座の開催は、原則として年3回程度とし、旭福祉保健センターと運営法人が協議のうえ定める。

8 職員配置等

- (1) 本事業を実施する場合は、以下の職員の配置を基本とし、各職種の役割は別表のとおりとする。
 - ア 統括責任者 1名
 - イ コーディネーター 1名以上
 - ウ 支援スタッフ 中学生利用者2名、高校生利用者5名に対し各々1名
- (2) 前項ア及びイの職員は、事業実施に支障のない範囲で兼ねることも可能とする。また、

必要に応じてそれぞれを補助する職員を置く。

- (3) 支援スタッフは、原則として大学生又は地域のボランティアを活用することとし、対象生徒の状態等に合わせ、配置の目安にかかわらず弾力的な配置とすることも可能とする。

9 学習支援の参加上限

中学生利用者 1 人あたりの学習支援への参加回数は、原則として週 2 回を限度とする。

10 教材の配布

中学生利用者全員に対して、該当学年の 5 教科（国語・数学・英語・理科・社会）のテキスト・問題集・プリント等の教材を個別に配布する。中学 3 年生のみ、神奈川県内公立高校の過去問題集を配布する。

また、個人の学習到達度や必要性に応じて、教材を追加で配布する。

11 実費等の徴収

運営法人は、本事業の実施にあたり利用料、教材費、模擬試験代等を徴収することはできない。

ただし、あらかじめ旭福祉保健センターに承認を得た場合は、イベント等の材料費・交通費等の実費相当分を利用者から徴収することができる。

12 旭福祉保健センターとの連絡会

運営法人は、旭福祉保健センターとの情報共有を図るために、毎月(1 回程度) 旭福祉保健センター生活支援課との連絡会を設ける。

13 保護者等との連絡

- (1) 荒天や災害等による突発的な休講やイベントの告知などのため、運営法人は保護者への一斉連絡や個別連絡の手段を講じる。
- (2) 教室の開始時間に出席確認ができない利用予定者には、遅滞なく連絡を行い、教室への利用勧奨を行うとともに、利用者の状況を把握する。
- (3) 利用者から欠席の連絡があった場合、その旨を保護者に連絡して状況の確認を行う。
- (4) イベントの開催や不定期に休業する場合等、遗漏なく周知を行う。

14 安全管理

- (1) 運営法人は、危険を防止する措置を講じるとともに、事件・事故及び災害等（以下、事故等という）の発生時に迅速かつ適切な対応が実施できるよう、関係機関との連携に努め、手順書等を作成する。

- (2) 運営法人は、事故等の発生時には緊急に対応を実施するとともに、保護者へ直ちに連絡するとともに、速やかに旭福祉保健センター生活支援課へ報告する。
- (3) 本事業の開催時間内に第三者や利用施設等に損害が発生した場合、運営法人は、その損害を賠償する。また、必要に応じて損害賠償等に必要な損害保険に加入する。

15 個人情報保護

運営法人は、本事業による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、本事業の委託にあたり別に定める「個人情報取扱特記事項」を遵守し、本事業で得られた個人情報の保護の徹底を図らなければならない。

16 実績や計画等の提出

運営法人は、本事業の実施状況を別途定める様式により、旭福祉保健センターへ提出しなければならない。提出するものは、以下のとおり。

- (1) 日報(開催日翌日)
- (2) 出席簿(翌月 5 日まで)
- (3) 出勤簿(翌月 5 日まで)
- (4) 学習支援記録(翌月 5 日まで)
- (5) 運営法人は、一年間の業務スケジュール及び必要な事項を記載した計画書等を、年度当初に旭福祉保健センターに提出し、承認を得る。
- (6) 寄り添い型学習支援業務の効果測定するため、利用開始時及び利用終了時に、利用者を対象とした別途定める様式によるアンケートを実施する。

17 研修の実施

運営法人は、コーディネーターや支援スタッフに対し以下の研修を実施する。

- (1) 学習支援や相談支援の能力向上のための研修
- (2) 利用者と適切な関係構築をするための研修
- (3) 個人情報保護のための研修

別表 職員体制

	職種名	主な業務内容	配置目安
事業実施	ア 統括スタッフ	<ul style="list-style-type: none"> ・支援に関する区・学校等関係機関との連絡調整、定例会議等 ・支援スタッフ（ボランティア）の募集・確保、従事者研修等 ・利用者の状況確認、面談 等 ・その他事業実施上必要な事項 	1名 (兼務可)
	事務補助	<ul style="list-style-type: none"> ・月次実績集計、区への報告書作成補助 ・物品等調達、謝金支払ほか事務補助 ・その他統括スタッフ補助業務 	必要数 (兼務可)
教室運営	イ コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者の状況（出欠等）確認 ・当日の参加者と支援スタッフとのマッチング ・支援スタッフへのアドバイス ・対応困難な生徒への対応フォロー ・実施記録作成 ・利用者の状況確認、面談 等 	1名以上 (兼務可)
	運営補助スタッフ	<ul style="list-style-type: none"> ・教室の運営補助 ・支援スタッフへのアドバイス ・対応困難な生徒への対応フォロー ・その他コーディネーター補助業務 	必要数 (兼務可)
	ウ 支援スタッフ (学習アシスタント)	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者の学習支援、相談支援 ・個人記録作成 	中学生2名、高校生5名に対し、各1名 ※参加者の状態等により増減可